

第9回地域の知の拠点シンポジウム — Research Center for Occupational Health Nursing

『間違いだらけの健康法』

主催:四日市看護医療大学、四日市地域研究機構 産業看護研究センター 後援:三重県、四日市市

■講師:袋井市役所 保健師 藤田あけみ氏 ■於:じばさん三重/平成22年11月23日(火)



講師に袋井市役所の藤田あけみ保健師をお迎えし、「間違いだらけの健康法」～特定健診の結果説明会で4,000人の市民と会って教えてもらったこと～と題し、実際にサンプルを使っ

ての日常生活における糖分の摂りすぎの説明や、間違っ健康法が及ぼす健康被害、健康づくりのポイントなどについて、事例に基づいたご講演をいただきました。途中、簡単な健康に関するクイズをはさみながら、解答者には賞品が渡されるなど、終始会場は和やかなムードでした。

総括として東川准教授からは以下の内容が話されました。「いわゆる“健康ブーム”がうまれるその背景としては“経済水準の向上により、生活にゆとりがうまれたこと”、“人口の高齢化”、“マスメディアの普及”、“食品産業の大規模化により、つくられたブーム”等が考えられる。健康に関する意識や関心がたかまるのは良いことだが、自己流の極端な健康法はかえってマイナスとなる。身近にプロの意見を聞ける機会を設けるなど医療側からのアプローチが重要である。今後も大学として地域に貢献できるよう努力したい。」

健康に関する関心の高さから多くの方々にご参加いただくことができました。参加者の方々からは、わかりやすく、役に立ったとの意見を数多くいただき、大変好評でした。

2010年度活動報告

地域政策研究所 Institute of Policy Studies

- 【研修事業】 ●年齢別研修(ステージ研修)業務(四日市市)

産業看護研究センター Research Center for Occupational Health Nursing

- 【受託研究】 ●事業場における健康支援の調査研究業務(D社)
- 【自主研究】 ●産業看護職実態調査
- 【公開講座】 ●第9回地域の知の拠点シンポジウム「間違いだらけの健康法」
- 【その他】 ●三重産業看護研究会 活動支援

編集後記

「備えあれば憂いなし」というが、蓄えて備えておくことのできない電気というもので成り立っている社会、さらには、放射能の危険にどう備えればいいのかわからない生活は、憂いだらけだ。

先日、新聞に村上春樹氏のスペインのカタルーニャ国際賞授賞式でのスピーチの全文が掲載されていた。大震災で原発事故を起した東電を批判し、効率を求めてきた社会に疑問を投げかけたものである。世間では賛否両方の意見があるが、日本人の精神性については大変的確に言い表していると思った。

それは、日本人がもつ無常観。永遠に続くものは何一つないと感じているということ。

公害で憂えた日々があった四日市。かつては、その憂いのもととなったコンビナートだが、今朝の新聞の地方版には、その夜景を鑑賞するクルーズが大変好評を博しているとの記事が載っている。

過去の過ちや失敗は忘れてはならないけれど、言いようのない不安を抱えた日々が常ならぬものであることを願っている。

編集・発行

四日市地域研究機構

〒512-8512
三重県四日市市萱生町1200番地
TEL (059) 340-0706
FAX (059) 361-1404



Yokkaichi Regional Research Organization



2011.09
Vol.5

地域政策研究所
Institute of Policy Studies

産業看護研究センター
Research Center for Occupational Health Nursing

四日市地域研究機構



『いなべブランドの確立に向けて』

いなべ市長 日沖 靖

いなべ市は平成15年の発足以来、教育と福祉の充実を最優先に掲げ、積極的に取り組んできました。

孤独死や行方不明の高齢者が相次ぎ、無縁社会が広がる状況や、全国各地で駆け込み出産や育児ノイローゼによる児童虐待が耐えない状況など、本市が抱える行政課題も多様化、複雑化する傾向にあります。

このような、まちづくりの課題解決には、一つ一つの事業の品質を高め、「いなべブランド」を創り上げることが必要であると考えております。

ブランドを創るとは物やサービスの品質を高め、維持することです。実際、いなべ市には品質が高く、全国に誇れる事業がいくつも生まれています。こんにちは赤ちゃん訪問、子育て支援、チャイルド・サポート、特別支援教育、元気づくり、電子自治体、情報誌リンク、税の徴収率、下水道の整備率等、これらは市民の皆さんの要望を実現していく過程で、改善を繰り返し、結果として品質の高い事業になったものです。

このような、品質の高い事業の一環として今年はいなべの特産品として力を入れている「そば」の製粉機を導入し、障害者の就労支援へとつなげる事業をはじめます。

また、製造業の海外移転が加速する中、市内の企業を支援し、雇用を守ることが重要な課題です。幸い、市内の進出企業の稼働率は上向き、新たな設備投資の動きも出てきました。いなべ市は県内でも有数の企業誘致力を持っており、積極的に誘致

活動を行っています。その結果、景気が低迷する中でも、合併後7年間に8件、34haもの工場用地を提供してきました。今年は長年の悲願でありました国道421号石樽トンネルが開通し、滋賀県との新たなつながりができることから、企業誘致や交流事業に結び付けたいと考えます。さらに、農業と観光をつなげ成功している企業を誘致しており、いなべの新たなブランドになればと期待しています。

このために、四日市地域研究機構におかれましては、いなべブランドの確立と地域全体の発展に向けて的確なご助言、ご提言をいただくとともに、地域の貴重なシンクタンクとしての責務を果たされることを期待しております。

四日市地域研究機構の地域政策研究所には、平成18年度からいなべ市行政改革推進委員会を通じて、市政の発展に貴重なご助言を頂いております。

今後とも、引き続き様々な機会を通じて、ご助言・ご提言をいただければ幸いです。

最後になりましたが、貴機構の益々のご発展とスタッフの皆様により一層のご活躍を心からお祈り申し上げます。

CONTENTS

- いなべ市長による巻頭言 『いなべブランドの確立に向けて』
- 平成22年産業看護活動全国実態調査について
- 第9回地域の知の拠点シンポジウム 『間違いだらけの健康法』
- 2010年度活動報告

平成22年産業看護活動全国実態調査について

1.はじめに

近年の労働態様の複雑化により、働く人々への健康支援は、単に労働に起因する健康障害の予防と作業環境の改善だけでなく、心身両面にわたる健康づくりが必要となってきました。対象となる人々、組織のQOLを高める支援を行うには、対象者を全人的にとらえ、気持ちや生きがいを尊重し、生活適応への支援を行うというきめ細やかな配慮が必要となることから、産業看護職が果たす役割は、重要となってきました。このような時代背景から、昭和63年には労働安全衛生法が改正され、事業者、労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置を講ずるよう努力義務が課され、それを推進するうえで、産業看護職が産業保健指導者として活動することが求められました。さらに、平成8年の労働安全衛生法改正では、第66条に保健師が保健指導を実施する人材として位置づけられ、産業看護職の重要性がさらに高まり、期待も大きくなりました。

時代は進み、さらなる技術革新の進展、高齢化、経済のグローバル化などに伴い、産業保健分野の国際動向は、包括的な予防と事業者責任・労働者参加の枠組みをさらに普及させる流れ、つまり事業者の自主性を重んじるものとなっています。そのため、我が国の産業保健も労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正(平成18年)にみられるように、法規準拠型から自主対応型へ変化しています。

ところで、日本における産業看護活動の実態調査は、平成13年に日本看護協会が実施して以降行われていません。産業看護職は、自助力への支援を専門としていますので、ここ10年間の産業保健の流れを見ると、事業者はもとより、管理監督者、従業員すべてにとって、ますます必要な人材となり、多くの産業看護職がその期待に応える活動をしていると考えられます。

そこで、産業看護職の活動実態を把握するとともに、自己研鑽や産業看護活動を展開する上で

の困難や課題など、産業看護職自身の活動意識等を明らかにし、日本の産業看護活動のさらなる発展に資することを願い、本調査を実施しました。

2.方法

調査方法は、郵送法による自記式アンケートで、平成22年11月1日～12月3日に実施しました。研究協力者は、平成22年10月現在、日本産業衛生学会に所属している看護職のうち、現時点で産業看護の実践活動を行っている人のうち、大学等に勤務している人などをのぞいた2,077人を対象とし、846人(40.7%)から回答を得ました。うち、既に退職していた89人、調査票の多くが未記入で分析が困難であった2人をのぞいた755人を最終的な分析対象としました。調査内容は、性別、年齢、学歴、産業看護職としての就業年数など、協力者の特徴や職場巡視、(安全)衛生委員会活動をはじめとした産業看護活動状況、自己研鑽、産業看護活動を行う上での困難や課題としました。本稿では、そのうちの産業看護活動状況について報告します。また、研究実施に際し、日本産業衛生学会に調査票を明示して名簿使用の許可を受け、四日市看護医療大学研究倫理委員会の承認を得ています。

3.結果と考察

1) 産業保健業務への参画状況(図1)

参画割合が高かった業務は、「健康相談」95.9%、「保健指導」95.1%、「情報提供や資料作成・提供」92.6%、「他職種・他部門とのコーディネート」92.3%、「各種健康診断と事後措置(健診時の問診を含む)」92.2%であり、実施割合が低かった業務は、低い順に、「保険請求事務」9.5%、「保護具の管理・教育」25.3%、「診療介助」33.6%、「勤務形態の改善」34.4%、「労働衛生に関連する設備・機器等の維持・改善」35.9%でした。産業看護職の得意分野と考えられる健康診断関連業務、保健指導などの健康管理分野および他職種等とのコーディネートなどの業務が活発に行われており、産業看護職ならではのきめ細やかな支援、ラポール形成能力を十分発揮した支援が行われていることが示唆されました。また、本来業務とは言い難い「保険請求事務」や「診療介助」は、比較的实施されていない現状が明らかになり、理想的な産業看護活動に近づきつつあることも明らかになりました。一方で、「保護具の管理・教育」や「労働衛生に関連する設備・機器等の維持・改善」などは、実施率が低いことがわかりました。調査協力者の中には有害業務のない事業場に属している産業看護職もあると思われるので、これらに配慮しての分析が必要ですが、職業に起因する健康障害予防への支援に対しては、改善が必要であると思われます。また、健康上の適正配置および労働能力向上の支援も38%の参画にとどまっており、労働との関わりを重視した看護活動の推進が望まれます。

2) 産業保健全体への関わり方(図2)

「会社施策への参画(改善・提案)」に関して、75.5%が参画し、「健康に関する方針決定への協力」に関しては、80.0%が実施していました。また、「(安全)衛生委員会への出席」に関しては、72.6%が出席し、「(安全)衛生委員会での役割」に関しては、「運営にかかわっている」は36.3%、「構成員のみ」は41.5%と、何らかの形で関わっている割合は77.8%でした。

以上から、産業保健全体への関わり方において、(安全)衛生委員会への出席等については、回答者が産業看護スタッフの代表か否かにかかわらず異なると思いますが、産業看護職が積極的に関与していることが示唆されました。このことは、産業看護職が専門職として、その機能を発揮しているためとも考えられ、また、平成13年の調査の45%と比較すると躍進していると考えられます。産業看護職が、経験年数を重ねつつ、働く人1人1人のみならず、経営者や管理監督者との信頼関係を構築し、よりよい産業看護活動を行う努力を重ねていることが示唆されました。

一方で、「予算管理」については、43%の参画にすぎませんでした。これからの時代、良質な産業保健活動を展開するためにも、コストベネフィットについても言及できるような経営的視点を持った活動が求められることから、この分野における改善は必要であると思われました。

4.終わりに

産業看護の発展のためには、「産業看護のあるべき姿」を明確にし、そこに近づく努力が必要です。日本産業衛生学会産業看護部会の定義で、「産業看護とは、事業者が労働者と協力して、産業保健の目的(注1)を自主的に達成できるように、事業者・労働者の双方に対して、看護の理念(注2)に基づいて、組織的に行う、個人・集団・組織への健康支援活動である。」とこのあるべき姿が示されています。

今回の調査を通して、産業看護職は、健康診断の事後措置や保健指導など働く人々に対する直接的な支援、(安全)衛生委員会や会社施策などの組織に対する支援において、産業看護のあるべき姿に近づく努力をしていることが明らかになりました。しかしながら、まだまだ改善されるべき活動、課題も見えてきたように思います。これらの「産業看護のあるべき姿」と現実とのギャップを埋め、高まりつつある産業看護への期待に応えるためにも、産業看護職1人1人が日々業務を振り返り、自己研鑽に努めることが大切と感じました。幸い、それらの土壌は、産業看護職間のネットワークづくり等を通して整いつつあると思います。

今後、この調査結果を産業看護の関係学会等で発表・周知していくことは、産業看護研究センターの一つの役割だと感じています。本調査が、産業看護職はもちろん、他の産業保健専門職、経営者、人事・労務部門・安全部門の担当者、労働組合の役員、健康保険組合の理事、地域保健関係者等、関係各位の有用な資料となることを願っています。また、ご多忙にもかかわらず、ご協力いただきました産業看護職の皆様には心より感謝申し上げます。

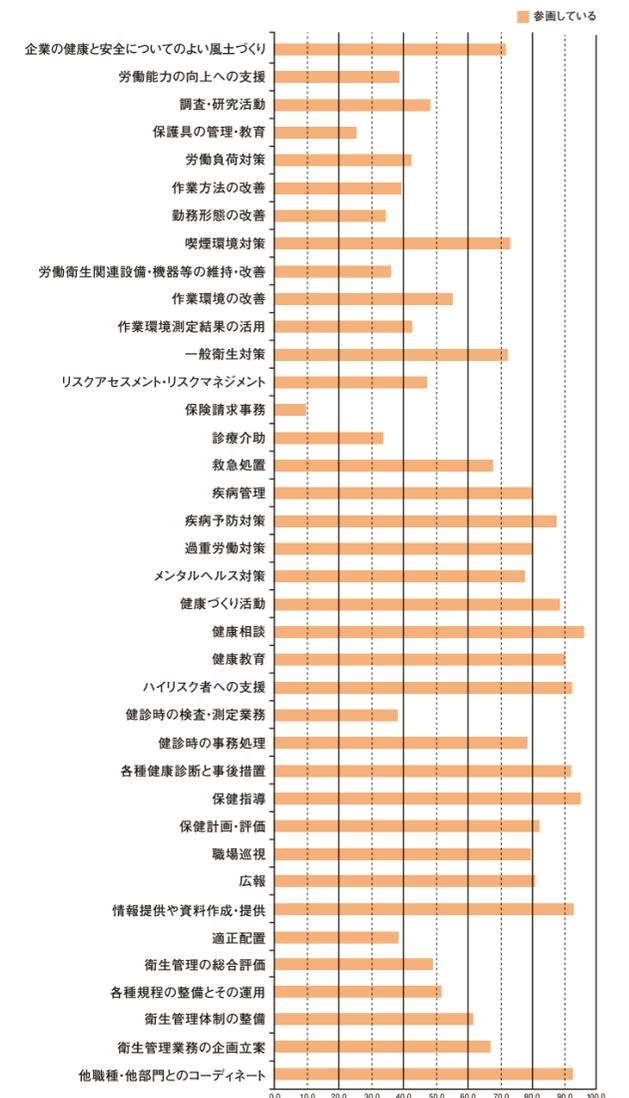


図1：産業保健活動への参画

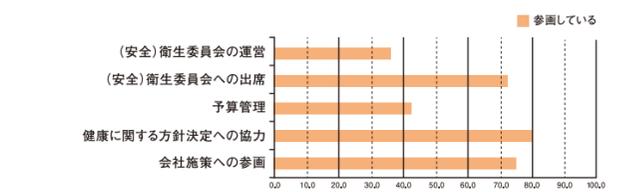


図2：産業保健全体へのかかわり方

注1 産業保健の目的
 ①職業に起因する健康障害を予防すること
 ②健康と労働の調和を図ること
 ③健康および労働能力の保持増進を図ること
 ④安全と健康に関して好ましい風土を醸成し、生産性を高めることとなるような作業組織、労働文化を醸成させること

注2 看護の理念
 健康問題に対する対象者の反応を的確に診断し、その要因を明らかにして、問題解決への支援を行う。その支援に際しては、相手を全人的にとらえ、気持ちや生きがいを尊重することが求められる。

